

平成30年度第1回秋田市社会福祉審議会会議録

日 時：平成30年5月30日(水) 午後1時30分～午後2時40分

場 所：秋田市役所正庁

出席者：委員38名（正委員52名中38名）

傍聴者なし

欠席者：相場哲也委員、荒井裕希委員、大野忠行委員、佐々木亮次委員、
鶴田悦子委員、新田清季委員、山崎純委員

（以上児童専門分科会：7名）

川田直政委員、小池眞一郎委員、成田裕一郎委員、古田俊之委員、

（以上障がい者専門分科会：4名）

熊谷肇委員、熊澤由美子委員

（以上高齢者専門分科会：2名）

原義彦委員

（以上地域福祉専門分科会：1名）

主な説明や意見

【委員長選出】

（事務局）

委員長の選出は、社会福祉法第10条の規定により、委員の互選によって定めることとなっている。

どなたか、委員長のご推薦をお願いします。

（土肥委員）

前任期で委員長を務めていた秋田大学医学部長の尾野委員を、委員長に推薦する。

（事務局）

尾野委員のご推薦があったが、異議はないか。よろしければ、委員の皆様の拍手をもってご賛同をお願いしたい。

（委員）

異議なし（拍手あり）

（事務局）

異議がないことから、尾野委員に秋田市社会福祉審議会委員長をお願いすることとし、社会福祉法第10条の規定により、会務を総理するとされている委員長に、議事の進行をお願いします。

(尾野委員長) | (尾野委員長就任あいさつ)

【副委員長の指名】

(尾野委員長) | 秋田市社会福祉審議会運営要綱第2条の規定により、副委員長は委員長が指名することとされていることから、本日欠席であるが、前の任期に引き続き、副委員長に原義彦委員を指名する。異議はないか。

(委員) | 異議なしの声あり

(尾野委員長) | 原委員には、後日改めて私と事務局で副委員長の就任について説明し、お願いすることとする。

【専門分科会の指名】

(尾野委員長) | 社会福祉法施行令第2条第1項および秋田市社会福祉審議会条例第6条第1項の規定により、審議会の専門分科会に属すべき委員は、委員長が指名することとされている。

5つの専門分科会については、会議資料2ページから3ページの「社会福祉審議会委員名簿」の「専門分科会」の欄のとおり指名する。

また、地域福祉専門分科会および民生委員審査専門分科会のうち、他の専門分科会との兼務の委員は、名簿の「兼務」の欄のとおり指名する。

なお、番号25の坂本仁委員は、審査部会も兼務することとする。

【「第4次秋田市地域福祉計画」の策定について】

(地域福祉推進室長) | ※会議資料5ページおよび資料別冊により説明

(尾野委員長) | それでは、第4次秋田市地域福祉計画の策定について諮問されているが、秋田市社会福祉審議会運営要綱第3条の規定により、地域福祉専門分科会に審議を一任し、次回全体会において答申案を審議することとしてよろしいか。

※異議なし

【平成30年度当初予算の概要について】

(事務局)

※会議資料6ページから26ページにより説明

※質問・意見等なし

【その他：各専門分科会の予定について】

(事務局)

児童専門分科会、障がい者専門分科会および高齢者専門分科会は、この後、引き続き開催する。

また、文書で通知済のとおり、民生委員審査専門分科会は6月1日に、地域福祉専門分科会は6月5日にそれぞれ開催を予定している。

以上